

# 計画の進捗状況等のご説明

平成29年7月21日(金) 19:00～

於:阿島北コミュニティ消防センター



東海旅客鉄道株式会社

- ①これまでの経緯
- ②道路付替え計画における質問・要望へのご回答
- ③事業損失補償(日照障害)について
- ④今後の予定

①これまでの経緯

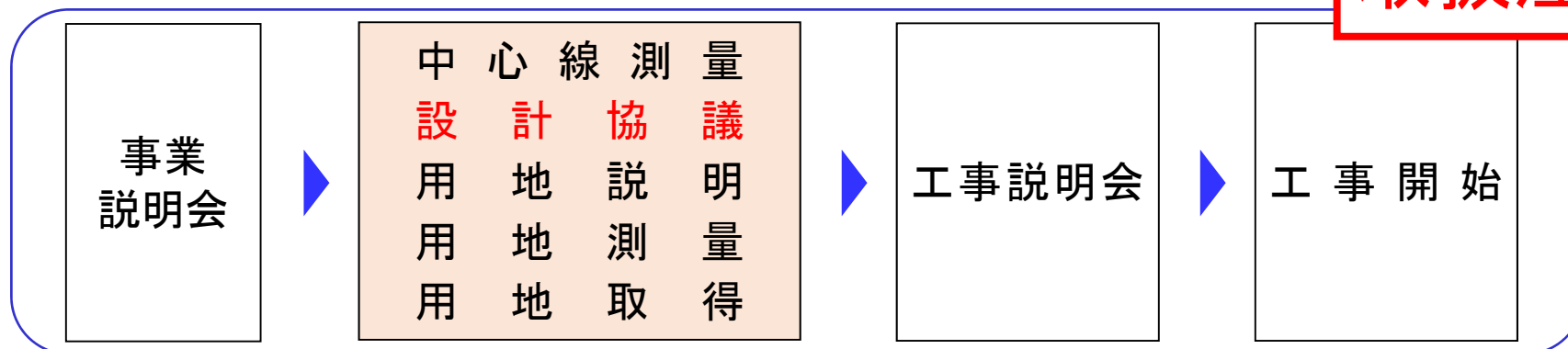
②道路付替え計画における質問・要望へのご回答

③事業損失補償(日照障害)について

④今後の予定

## これまでの経緯

取扱注意



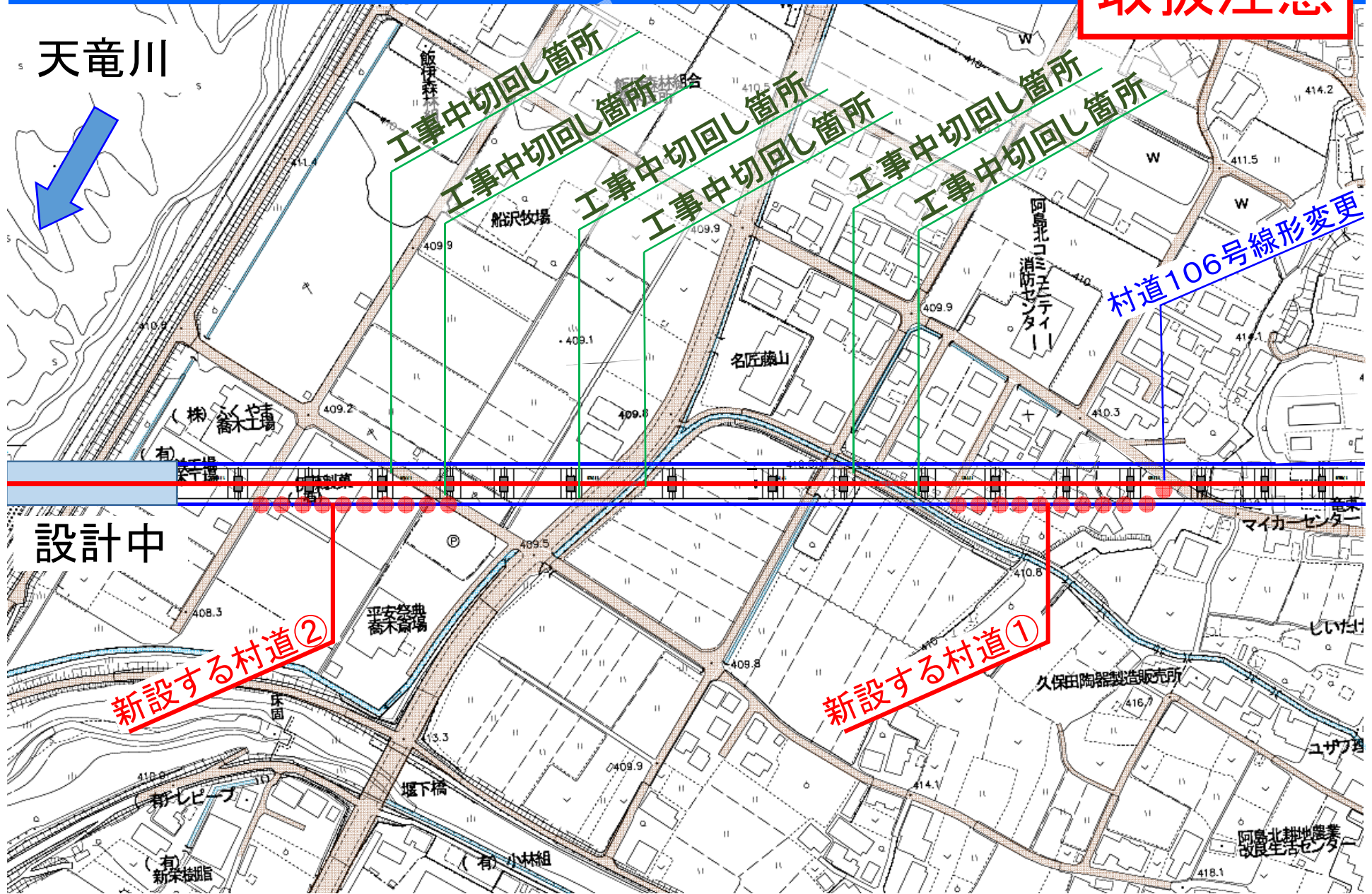
- 中心線測量  
⇒ 平成27年5月7日から14日にかけて実施
- 測量状況等のご報告  
⇒ 平成27年11月26日
- 計画の進捗状況等のご報告  
⇒ 平成28年4月26日に実施  
⇒ 平成28年11月9日に実施
- 関係地権者へのご説明  
⇒ 平成28年10月～
- 計画の進捗状況等のご報告  
⇒ **本日** (平成29年7月21日)

- ①これまでの経緯
- ②道路付替え計画における質問・要望へのご回答
- ③事業損失補償(日照障害)について
- ④今後の予定



# 新設する村道計画について

**取扱注意**

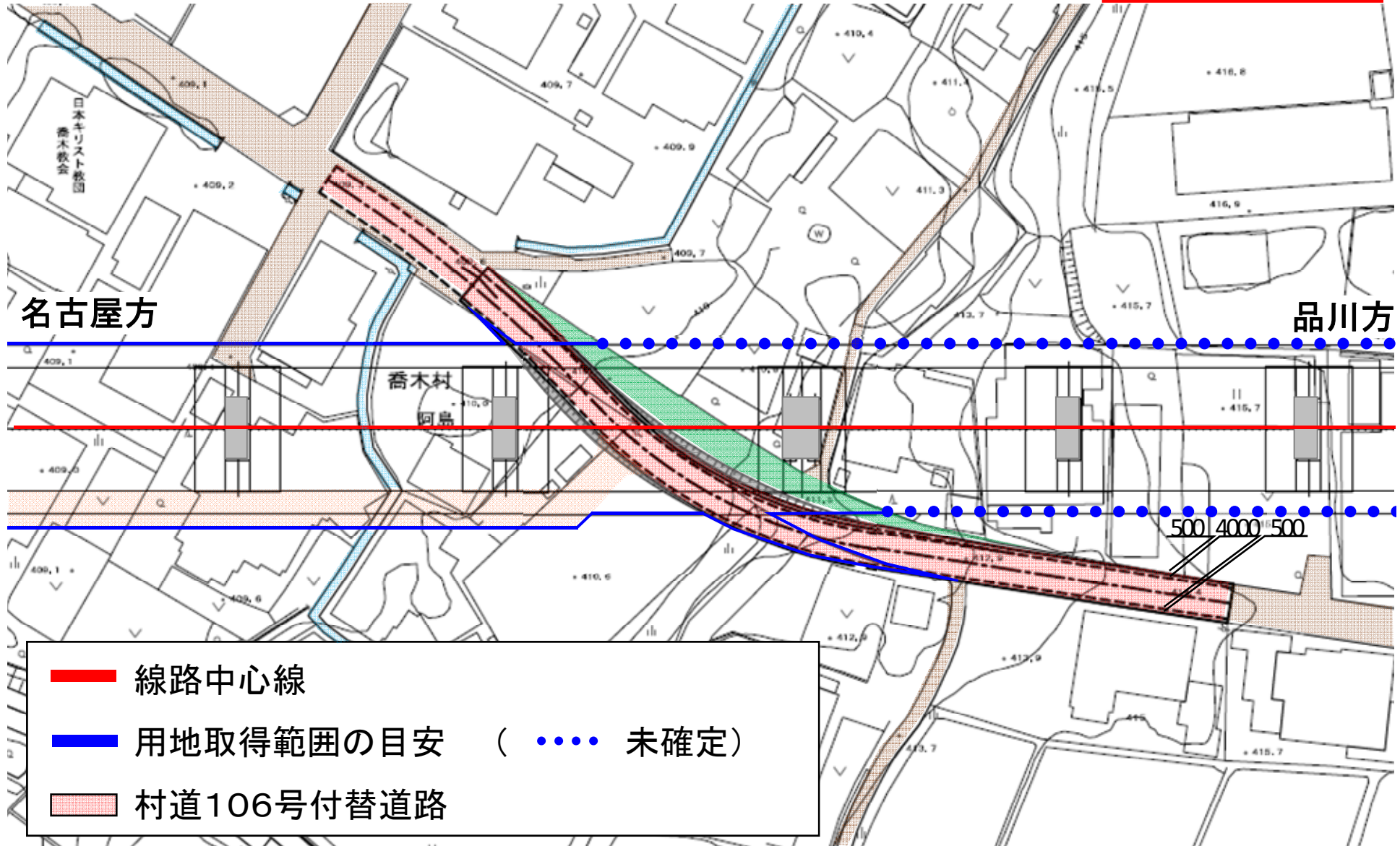


※この図に示す構造物の大きさ等は現時点での計画の概要であり、最終形とは異なる可能性があります。

2016.11.09  
説明資料

# 喬木村 村道106号 線形変更

**取扱注意**



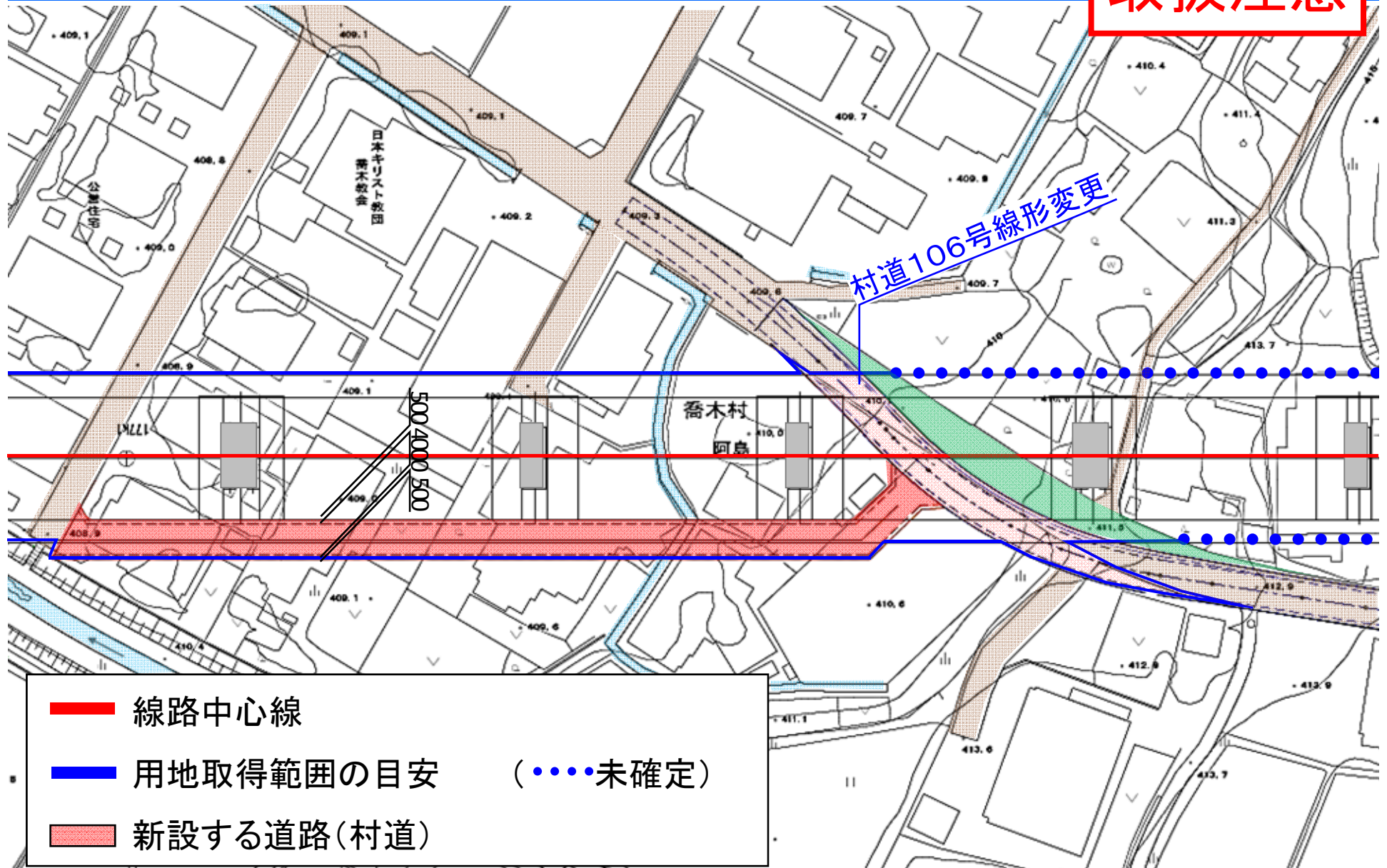
※この図に示す構造物の大きさ等は現時点での計画の概要であり、最終形とは異なる可能性があります。  
※取得用地内の法面形状は、工事の施工計画を踏まえ、今後検討いたします。



2016.11.09  
説明資料

# 新設する村道計画について①

取扱注意



※この図に示す構造物の大きさ等は現時点での計画の概要であり、最終形とは異なる可能性があります。  
※取得用地内の法面形状は、工事の施工計画を踏まえ、今後検討いたします。



阿島北リニア対策協議会会長より質問・要望を受理(6月19日)

### 村道106号線について

1. 現道と同等幅員を確保してほしい。(橋脚の位置を変更してほしい)
2. 工事用車両は村道106号線を通るのか。

### 新設する道路①について

1. 村道106号との交差部(コーナー)は、緩やかなカーブを入れてほしい。
2. 水路の切り回しは、どのように検討しているか。
3. 道路幅を広くしてほしい・広くしないでほしい。

阿島北リニア対策協議会会長より質問・要望を受理(6月19日)

村道106号線について

1. 現道と同等幅員を確保してほしい。(橋脚の位置を変更してほしい)
2. 工事用車両は村道106号線を通るのか。

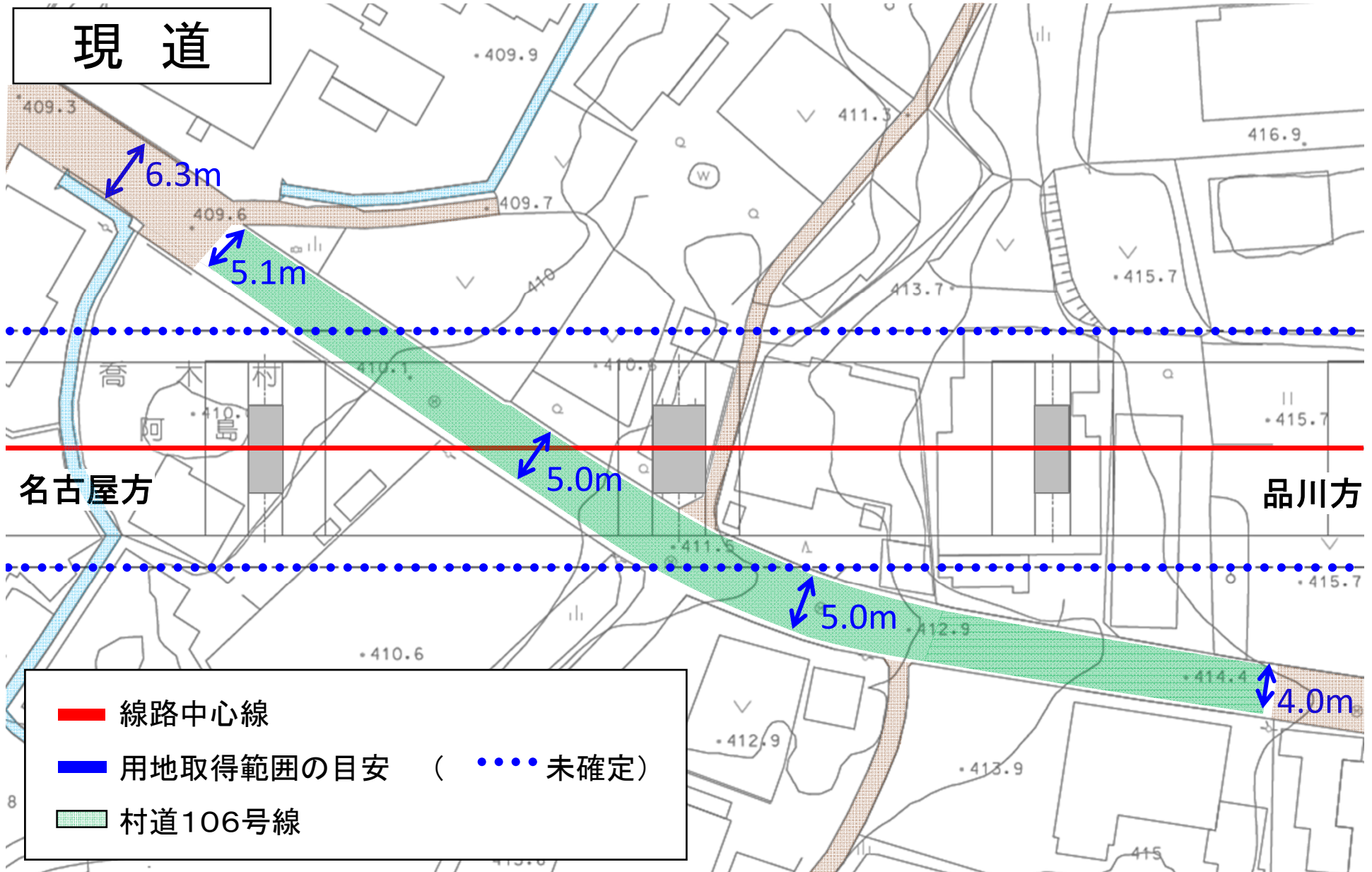
新設する道路①について

1. 村道106号との交差部(コーナー)は、緩やかなカーブを入れてほしい。
2. 水路の切り回しは、どのように検討しているか。
3. 道路幅を広くしてほしい・広くしないでほしい。

# 村道106号線について

**取扱注意**

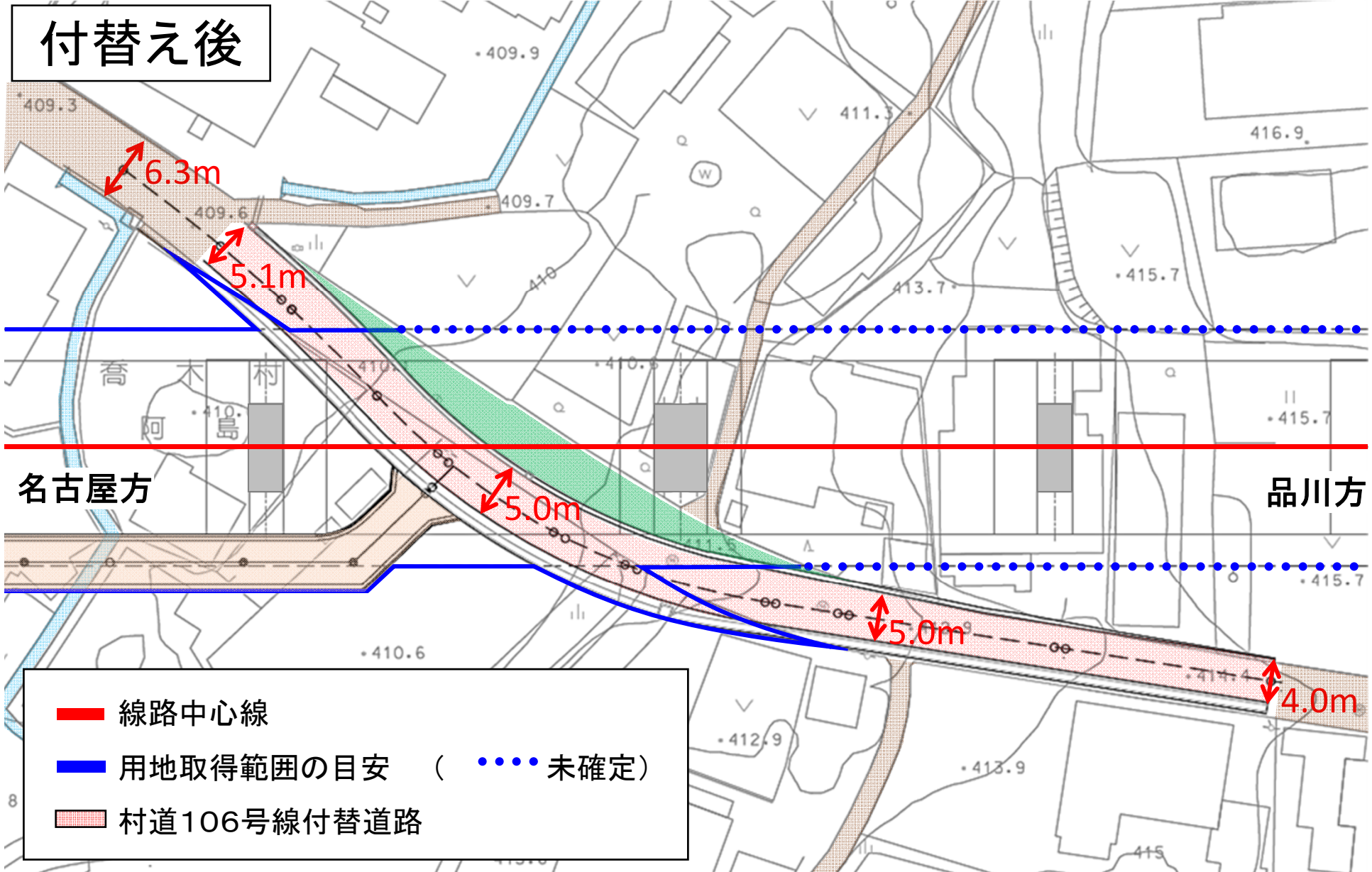
1. 現道と同等幅員を確保してほしい。(橋脚の位置を変更してほしい)



# 村道106号線について

**取扱注意**

1. 現道と同等幅員を確保してほしい。(橋脚の位置を変更してほしい)





## 2. 工事用車両は村道106号線を通るのか。

- ・工事用車両の運行に使用する道路は、関係工事を契約後、工事を請け負う会社とともに詳細な工事計画を策定する中で、地元へもご説明しながら決定していきます。
- ・基本的には、周囲にお住まいの皆さまの生活環境等を考慮し、できるだけ既存の幹線道路を利用するか、あるいは道路の現況を把握のうえで、なるべく短い距離で既存の幹線道路に至るルートを選択することを考えています。工事の実施に当たっては、具体的な工事用車両の台数や運行時間帯、安全対策等について、地元の皆様に丁寧にご説明するとともに、警察及び周辺に小中学校等がある場合は学校側とお話をするなど、関係機関と必要な調整を行い、ご理解をいただきながら進めていきます。

## 阿島北リニア対策協議会会長より質問・要望を受理(6月19日)

### 村道106号線について

1. 現道と同等幅員を確保してほしい。(橋脚の位置を変更してほしい)
2. 工事用車両は村道106号線を通るのか。

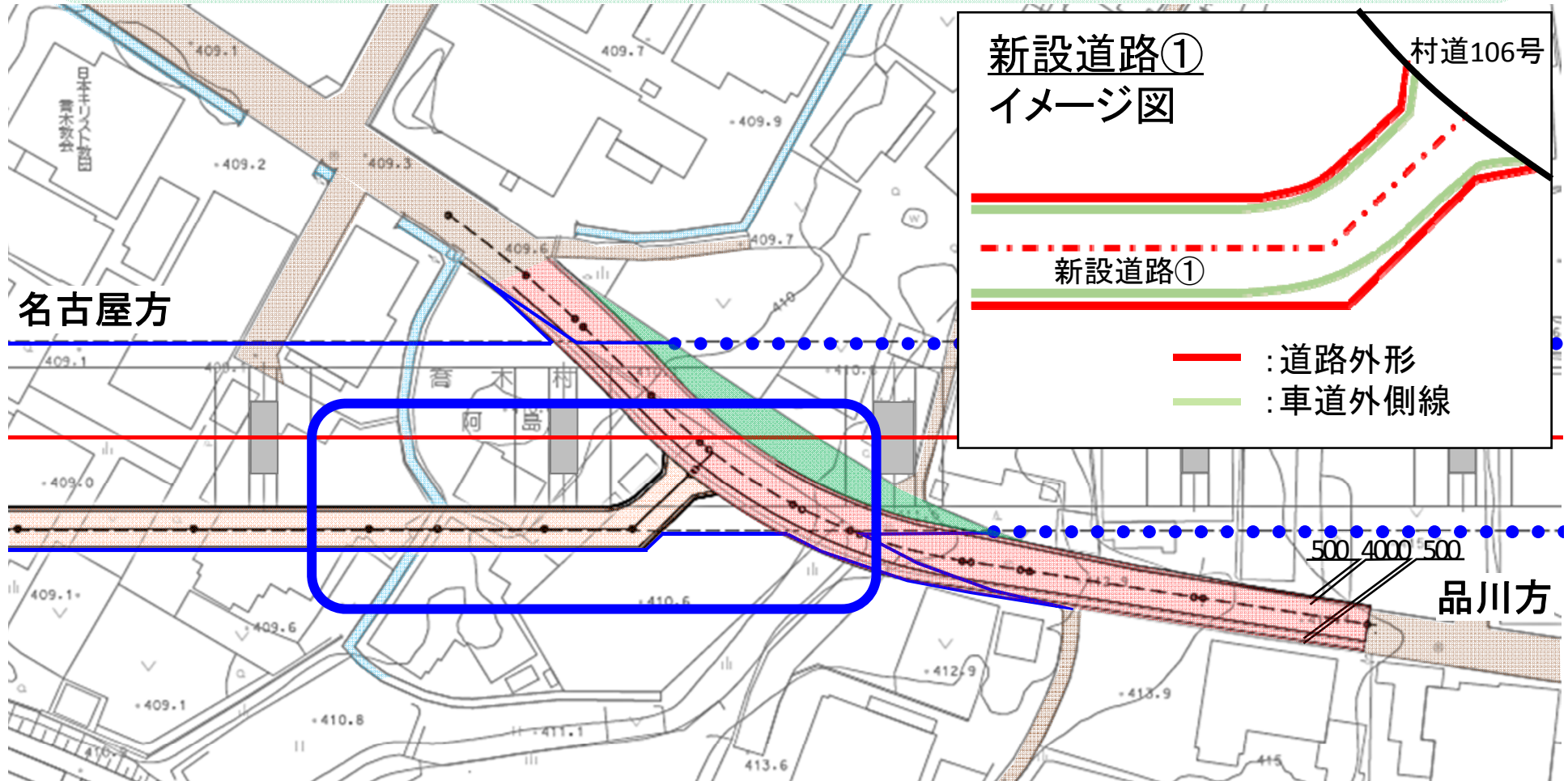
### 新設する道路①について

1. 村道106号との交差部(コーナー)は、緩やかなカーブを入れてほしい。
2. 水路の切り回しは、どのように検討しているか。
3. 道路幅を広くしてほしい・広くしないでほしい。

# 新設する道路①について

**取扱注意**

1. 村道106号との交差部(コーナー)は、緩やかなカーブを入れてほしい。

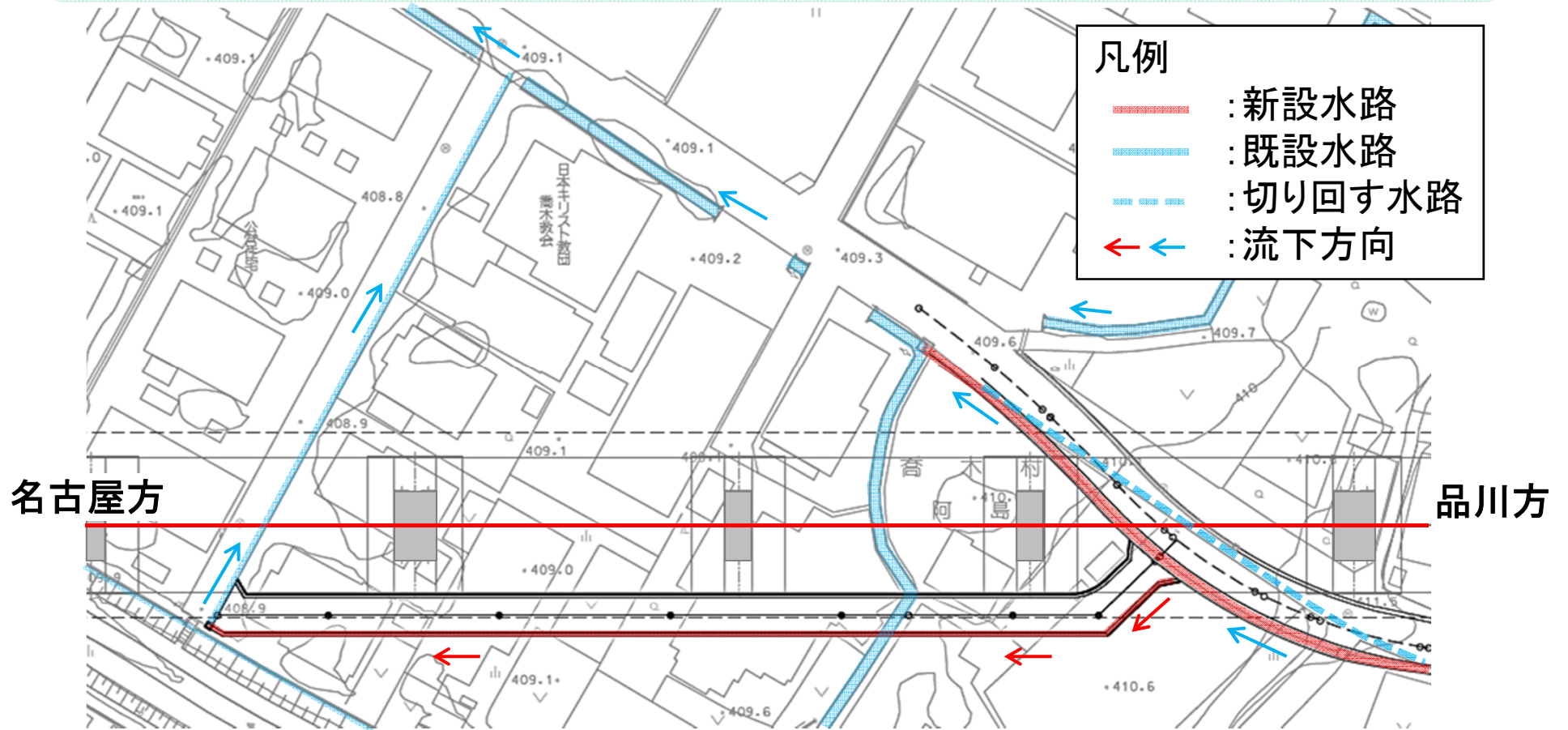


- ・上記のイメージのように緩やかなカーブになるように車道外側線を引くことを考えております。
- ・詳細は道路管理者とご相談しながら進めてまいります。

# 新設する道路①について

**取扱注意**

## 2. 水路の切り回しについて、どのように検討しているか。



- ・上記のように水路の切り回しを検討しております。
- ・詳細は水路管理者や地元とご相談しながら進めてまいります。



- ①これまでの経緯
- ②道路付替え計画における質問・要望へのご回答
- ③事業損失補償(日照障害)について**
- ④今後の予定

## 住宅等への補償

### ・国等の処理基準

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき補償します。

### ・補償対象

中央新幹線の構造物により、冬至において日陰時間が一定時間を超える住宅の居住者の方を対象に補償します。

### ・補償内容

日陰時間により増加する暖房・照明・乾燥費等を金銭補償します。

### ・補償期間

費用負担の対象年数は以下が限度となっています。

|               |       |     |
|---------------|-------|-----|
| 住宅所有者及びその同居家族 | ..... | 30年 |
| 借家人及びその同居家族   | ..... | 5年  |

**取扱注意**

## 住宅等への補償

- ・工事完了後の冬至の午前8時から午後4時において、日陰時間が以下に示す時間を超える場合に補償します。

|     | 地域又は区域   | 基準となる階                           | 日陰時間 |
|-----|--|----------------------------------|------|
| (1) | 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域   | 1階                               | 4時間  |
| (2) | 第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域   | 2階                               | 4時間  |
| (3) | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち土地利用の状況が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域 | 2階                               | 5時間  |
| (4) | 上記以外の地域又は区域のうち土地利用の状況が(1)から(3)までに掲げる地域又は区域における土地利用の状況と類似していると認められる地域又は区域                         | 地域又は区域の状況に応じて(1)から(3)までに準じて取り扱う。 |      |

(例) 第1種住居専用地域で冬至日に7時間の日陰が発生した場合  
→ 補償対象時間:  $7 - 4 = 3$ 時間

## 農作物への補償

### ・国等の処理基準

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針」に基づき補償します。

### ・補償対象

中央新幹線の構造物により農地に日陰が発生し、一定以上の損害等が生じたと認められる方を対象に補償します。

### ・補償内容

日陰による農業減収額を金銭で補償します。

### ・補償期間

費用負担の対象年数は以下が限度となっています。

|        |       |     |
|--------|-------|-----|
| 一般     | ..... | 30年 |
| 市街化区域等 | ..... | 10年 |



## 太陽光発電設備への補償

- ・国等の処理基準  
「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担について」に基づき補償します。
- ・補償対象  
中央新幹線の構造物等により日陰が発生し、一定以上の損害等が生じる太陽光発電設備のうち、工事完了以前から設置・利用している方を対象に補償します。

## 太陽光発電設備への補償

### ・補償内容

太陽光発電設備の日照障害に対する補償は、下記のいずれかの方法により補償します。

(1) 太陽光発電設備の移設費用を負担する方法

(2) 発電電力量の減少分を負担する方法

どちらの方法によるかは、個々の太陽光発電設備の設置状況等を調査したうえで決定します。

### ・補償期間

(2)の場合、補償年数の対象期間は20年が限度と定められていますが、調査結果を踏まえて、個々の設置状況等に応じた年数を決定します。

- ①これまでの経緯
- ②道路付替え計画における質問・要望へのご回答
- ③事業損失補償(日照障害)について
- ④今後の予定





**取扱注意**

## 東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線長野工事事務所 (TEL 0265-38-6500)

環境保全事務所(長野) (TEL 0265-52-6511)

住所 長野県飯田市元町5451

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時～17時)

